第六号様式別表九記載要領一中「とされる法人税法第57条第１項」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。以下この記載要領において「平成27年所得税法等改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成27年旧法人税法」という。）第57条第１項」を、「平成23年法律第114号」の次に「。以下この記載要領において「平成23年12月所得税法等改正法」という。」を、「法人税法第58条第１項」の次に「、平成27年旧法人税法第58条第１項」を加え、同表記載要領３中「第６号様式⑳」を「第６号様式㉑」に改め、同表記載要領４を次のように改める。

４　「所得金額控除限度額②」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　平成29年４月１日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。以下この⑴において同じ。）に該当しない事業年度にあっては、「、65、80又は100」を抹消し、平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては、「50、」及び「、80又は100」を抹消し、平成27年４月１日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当する事業年度にあっては、「50、65、80又は」を抹消すること。

㈠　租税特別措置法第67条の14第１項第１号に掲げる要件を満たす特定目的会社

㈡　租税特別措置法第67条の15第１項第１号に掲げる要件を満たす投資法人

㈢　租税特別措置法第68条の３の２第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第４条の７に規定する受託法人をいう。以下この⑴において同じ。）

㈣　租税特別措置法第68条の３の３第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

⑵　次に掲げる法人以外の法人の平成27年４月１日前に開始した事業年度（平成27年所得税法等改正法第17条の規定による改正前の平成23年12月所得税法等改正法附則第14条第２項に規定する各事業年度を除く。）にあっては、「50、65、」及び「又は100」を抹消し、その他の事業年度で同日前に開始した事業年度にあっては、「50、65、80又は」を抹消すること。

㈠　平成27年旧法人税法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に掲げる法人（特定目的会社、投資法人及び受託法人を除く。）

㈡　⑴㈠から㈣までに掲げる法人

第六号様式別表十一の表中「第６号様式⑳」を「第６号様式㉑」に改める。

第六号様式別表十一記載要領３㈢中「第６号様式⑳」を「第６号様式㉑」に、「消す」を「抹消する」に改め、同表記載要領３㈢を同表記載要領３㈣とし、同表記載要領３㈡中「第６号様式⑳」を「第６号様式㉑」に、「消す」を「抹消する」に改め、同表記載要領３㈡を同表記載要領３㈢とし、同表記載要領３㈠中「平成25年４月１日以後に法人税法」を「平成27年４月１日前に開始した事業年度で、平成25年４月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成27年旧法人税法」という。）」に、「生ずる場合」を「生じた場合」に、「第６号様式⑳」を「第６号様式㉑」に、「消し」を「抹消し」に、「消す」を「抹消する」に改め、同表記載要領３㈠イ中「法人税法第57条第11項各号」を「平成27年旧法人税法第57条第11項各号」に改め、「租税特別措置法第67条の14第１項に規定する」及び「同法第67条の15第２項に規定する」を削り、「、同法第68条の３の２第１項に規定する特定目的信託に係る」を「及び」に、「いう。以下この号において同じ。）及び租税特別措置法第68条の３の３第１項に規定する特定投資信託に係る受託法人」を「いう。）」に改め、同表記載要領３㈠ロ中「同項に規定する」を削り、同表記載要領３㈠ハ中「同条第２項に規定する」を削り、同表記載要領３㈠を同表記載要領３㈡とし、同表記載要領３に㈠として次のように加える。

⑴　平成27年４月１日以後に開始する事業年度にあっては、「又は（（第６号様式㉑又は別表５㉒）－⑦－（（（第６号様式㉑又は別表５㉒）－④）×0.2））」を抹消すること。

第六号様式別表十一記載要領５を同表記載要領６とし、同表記載要領４の次に次のように加える。

５　⑬から⑰までの各欄は、平成27年４月１日以後に開始する事業年度において法人税法第59条第２項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。